

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	平成 2 6 年 3 月 1 8 日
件 名	川内原子力発電所 1・2 号機の日も早い再稼働を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市原子力推進期成会 会長 山元 浩義		
要 旨			
平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を機に、全国の原子力発電所は長期運転停止を余儀なくされた。 これにより、我が国においては、産業の血液ともいわれる電力の需給逼迫、火力発電燃料費の大幅増加に伴う国富の海外流出、さらには電気料金の値上げといった事態を招き、企業活動や我が国の経済成長の大きな足かせとなっている。 一方、本市を振り返ると、合併後の新「薩摩川内市」の発展に高い関心が寄せられてきたが、少子高齢化の到来や過疎化の進行、中心市街地を始めとする各地商店街の衰退等によって、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。 また、地域を支える重要産業の一つの九州電力川内原子力発電所が運転を停止したことで、定期検査や補修に携わる建設・電気業関係者、作業員の宿泊を収入の柱とするホテル旅館・民宿業はもとより、流入人口減少により、サービス業、バス・タクシー業など関連する全ての業種に売上減少等の影響が拡大することが懸念されている。 国は、現在検討が進められているエネルギー基本計画において、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進めるとしている。 したがって、川内原子力発電所 1・2 号機が新規制基準に適合すると判断された場合には、安全性の確保を大前提にその活用を推進し、疲弊する地域経済の活性化につながることを切に希望するものであり、下記事項について賛同くださるよう陳情する。 記 川内原子力発電所 1・2 号機が新規制基準に適合すると判断された場合には、その後の手続を迅速に進め、一日も早く再稼働すること。			